

令和 7 年 1 0 月 8 日

元市職員の収賄事件に係る判決について

元市職員の戸高千利（とだか ちとし）の収賄事件に係る判決について、お知らせいたします。

判決は、令和 7 年 1 0 月 8 日午後 1 時 2 0 分から水戸地方裁判所で行われた公判で言い渡され、令和 7 年 9 月 1 0 日に行われた公判で検察から示された、懲役 1 年及び見返りに受け取った軽自動車の没収、追徴金約 1 4 万円の求刑に対し、懲役 1 年及び軽自動車の没収、追徴金 1 4 万 1 4 0 0 円、執行猶予 3 年とする内容でした。

【本件に係る市長コメント】

本日、元市職員が起こした収賄事件に係る判決が言い渡されました。

市といたしましては、再発防止の観点から、職員の服務規律、法令遵守の徹底を図りますとともに、引き続き、市民の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。